

尾道市工場等設置奨励制度

<概要>

本市の製造業等の投資意欲を促進し産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内に工場等を新・増設するものに対して助成します。

【奨励指定事業者の指定条件】 ※次の全ての条件を満たすこと。

- (1) 物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工業に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設であること。
- (2) 当該工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること。
- (3) 工場等を設置するエリアが、市街化調整区域・住宅系・商業系の用途地域でないこと。

<工場等設置奨励金>

新・増設した工場等が操業を開始した日以後において、当該工場等に対して新たに固定資産税が課されることになった年度から3年以内の期間、各年度の固定資産税に次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を助成します。

(助成額)	初年度	固定資産税額の100分の100
	第2年度	// 100分の80
	第3年度	// 100分の60

※ 因島重井商工業団地内にあつては5年度間100分の100。

(限度額) 各年度5,000万円

＜雇用奨励金＞

新・増設した工場等の操業に伴い新たに雇用した常時使用する市内在住の従業員の数が、当該工場等の操業開始後１年を経過した日において、中小企業にあっては５人以上、その他にあっては１０人以上である場合に助成します。

（助成額）１人につき３０万円

（限度額）３，０００万円

＜土地取得奨励金＞

県営産業団地の土地を広島県から５，０００㎡以上取得したもので、土地売買契約締結の日から３０日以内に一括払いで購入したものに対して、操業を開始した日以後に助成します。

（助成額）土地取得代金×５％

＜設備取得奨励金＞

県営産業団地内において設備の新設又は増設するもので、広島県の助成対象となるものに対し助成します。

（助成額）設備の新設又は増設するために要した費用（土地代を除く）×５％

（限度額）５，０００万円

＜制度の実施期間＞

令和５年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日